

## 福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領の運用

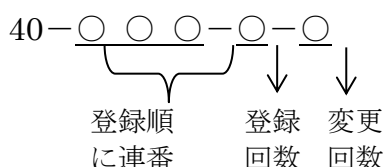
制 定 令和元年 6 月 28 日 1 林振第 736 号  
一部改正 令和 8 年 3 月 30 日 7 林振第 2291 号

### (趣旨)

- 1 福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表に際しては、福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領（令和元年 6 月 28 日 1 林振第 734 号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この運用の定めるところによる。

### (登録番号)

- 2 登録番号は、福岡県の「40」、登録順の連続数字 3 桁、登録回数の数字 1 桁、変更回数の数字 1 桁の番号で構成する。



#### 例)

- ① 13 番目に登録した新規的林業経営者  
登録番号 = 40-013-0-0
- ② 3 番目に登録した林業経営者が 5 年後に更新した場合  
登録番号 = 40-003-1-0
- ③ 5 番目に登録した林業経営者が 5 年後に更新し、更新した内容を変更した場合  
登録番号 = 40-005-1-1

### (申請・登録・公表の時期)

- 3 (1) 登録申請の受付は、随時行うこととするが、毎月月末で取りまとめ、登録申請のあった月の翌月 1 日付けで登録申請者の情報（名称、所在地）を、農林事務所長を経由して関係市町村長へ通知する。
- (2) 市町村長は、登録すべき林業経営者を推薦する場合は、登録申請の翌月 15 日までに登録推薦書を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、登録申請のあった月の翌月 20 日までに審査を行い、登録申請者及び農林事務所長を経由して関係市町村長へ通知する。
- (4) 知事は、審査の結果登録可能な林業経営者について、登録申請のあった月の翌々月の 1 日付けで林業経営者名簿への登録及び林業経営者名簿の公表を行うものとする。

なお、要領第 4 条 3 項、第 8 条 1 項又は第 10 条 1 項に係る公表については、その限りでない。

(例)

①7月10日に申請した場合

- 8月1日付で市町村へ申請者を通知
- 市町村は推薦を行う場合は、8月15日までに知事に推薦書を提出。
- 8月20日までに登録可否の審査、結果の通知。
- 9月1日付で登録・公表。

②7月30日に申請した場合

- 8月1日付で市町村へ申請者を通知
- 市町村は推薦を行う場合は、8月15日までに知事に推薦書を提出。
- 8月20日までに登録可否の審査、結果の通知。
- 9月1日付で登録・公表。

③8月1日に申請した場合

- 9月1日付で市町村へ申請者を通知
- 市町村は推薦を行う場合は、9月15日までに知事に推薦書を提出。
- 9月20日までに登録可否の審査、結果の通知。
- 10月1日付で登録・公表

(参考図)

